

祇園暴走「情報公開を」

社長不起訴 再発防止へ専門家要望

東山区・祇園で昨年4月、通行人7人が死亡、12人が負傷した軽ワゴン車暴走事故は、運転していた呉服店社員・藤崎晋吾容疑者（当時30歳、死亡）の勤務先の社長で、業務上過失致死傷容疑で書類送検された女性（71）が不起訴となり、裁判が開かれないことになった。専門家や交通事故の被害者団体からは、捜査機関の情報公開のほか、同種事故を専門に調べる調査機関設置を求める声も上がっている。

交や警察には、可能な範囲で情報を公開してほしい」と要望する。

交通事故に詳しい高山俊吉・弁護士（東京弁護士会）は「裁判で雇用主の刑事責任を追及するには、発作による事故を予測できたことを立証しなければならず、ハードルが高い」との見方を示し、「安易に起訴すれば、てんかん患者の雇用現場に悪影響を与えかねない」と話した。

交通事故の被害者を支援する一般社団法人「交通事故被害者家族ネットワーク」（東京）の上田育生理事も「死者が7人も出ている上、原因の特定が難しい特殊なケース」とし、「航空や鉄道の事故原因を調べる運輸安全委員会のように、こういった事故を調べる専門の機関が設置されるべきだ」と語った。

自動車運転過失致死傷容疑で書類送検され、容疑者死亡で不起訴となった藤崎容疑者について、地検は持病のてんかん発作を起こしたことが事故の原因と認定した。

日本てんかん学会の認定医で自治医科大学の渡辺英寿教授（脳神経外科）は「運転手の治療や服薬がどのように行われ、事故当時になぜ発作が起きたのかが分らないければ、再発防止策が立てられない」と指摘。「検